別表六の四の記載要領第１号(1)中「第13項」を「第14項」に、「同項の規定を同条第18項」を「同法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に改め、「。）」の次に「、第42条の４の２第１項」を加え、「第42条の11の３第２項」を「第42条の12第２項」に改め、「、第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加え、「第４項まで（」を「第３項まで（」に、「）又は」を「）、」に、「）の」を「）又は第42条の12の７第２項若しくは第３項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同号(2)中「（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項」を加え、「第17条の２の３第２項」を「第17条の２の２第２項」に、「、第17条の３第１項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第17条の３の２第１項」を「、第17条の３第１項」に、「第17条の３の３第１項」を「第17条の３の２第１項」に改め、同号(6)を削り、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)中「第42条の４第１項、第４項、第７項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、」を削り、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)中「第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に、「第42条の９第１項若しくは第２項」を「第42条の９第２項」に、「、第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「又は第42条の12の４第３項」に改め、「、第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第４項若しくは第５項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を削り、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。(3)において「令和８年改正法」という。）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項、第４項、第７項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の10第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の５第１項から第４項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の12の６第２項（生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）、令和８年改正法第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（(3)において「令和８年旧震災特例法」という。）第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の３第１項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の３の２第１項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は令和８年改正法附則第80条第１項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和８年旧震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六の付表の表を次のように改める。